

佐世保工業高等専門学校外国人留学生規則

(平成16年4月1日制定)

佐世保工業高等専門学校外国人留学生規則(平成3年3月1日制定)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、佐世保工業高等専門学校学則第43条第3項の規定に基づき、佐世保工業高等専門学校に受け入れる外国人留学生（以下「留学生」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学)

第2条 留学生は、定員外とし、原則として第3学年以下に入学を許可することができる。

2 留学生は、本校及び志望学科の教育目標並びに技術者教育プログラム「複合型もの創り工学」を理解した者とする。

(留学生の受入)

第3条 本校においては、原則として当分の間、国費外国人留学生制度、外国政府派遣留学生制度及び第3学年編入学者（外国人学生対象）選抜制度に基づく留学生を受け入れる。

2 受入にあたっては、教務委員会の議に基づき校長が許可する。

(授業料等)

第4条 国費外国人留学生制度に基づく留学生に係る検定料、入学科及び授業料は徴収しない。

(教育課程)

第5条 留学生の教育課程は、学則第24条の規定にかかわらず特別に編成することができる。

(留学生指導教員)

第6条 留学生に対し、一貫した学習及び生活上必要な指導、助言を与えるため、留学生指導教員を置く。

2 留学生指導教員は、留学生が在籍する当該学科長の推薦に基づき、校長が任命する。

(留学生相談員)

第7条 留学生の学習上の援助及び日常生活上の助言を行うため、留学生相談員（以下「チューター」という。）を置く。

2 チューターは、学生の中から、留学生が在籍する当該学科長の推薦に基づき校長が委嘱する。

3 チューターは、適宜、留学生の相談に応ずるとともに、必要に応じて留学生指導教員に連絡し、その指示を受ける。

(住居)

第8条 留学生は、原則として学寮に居住する。（閉寮期間中を除く）

(事務処理)

第9条 留学生に関する事務は、学生課が行う。

(学則等の準用)

第10条 この規則に定めるもののほか、留学生に関し必要な事項は、学則及び諸規程を準用する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年11月20日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成23年5月27日から施行し、平成23年1月24日から適用する。